

止水板設置助成に係る Q&A

Q1：吹田市内に所有する建物に止水板を設置する場合、吹田市以外に居住しているが助成は受けられるか？

A1：市外に居住しておられても、吹田市内の住宅や事業所であれば助成対象になります。

Q2：賃貸マンションに住んでおり、平面駐車場の出入口に止水板を設置したいが助成は受けられるか？

A2：土地及び建物の所有者の承諾があれば助成対象になります。

Q3：分譲マンションに止水板を設置したいが助成を受けられるか？

A3：マンション管理組合理事長名で申請していただければ助成対象になります。その場合通常必要な添付書類のほかに、管理組合総会等において止水板設置の同意が確認できる議事録等の資料が必要です。

Q4：法人でないマンション管理組合理事長名で申請する場合助成は受けられるか？

A4：非法人でも助成対象になります。（A3 参照）

Q5：地下式駐車場の出入口に止水板を設置したいが助成は受けられるか？

A5：助成対象になります。

Q6：建物のない平面駐車場を所有しているが助成対象になるか？

A6：建物がない敷地（駐車場）は助成対象になりません。

Q7：ブロック積や花壇の一部として止水板の設置を考えており、見積額が全体工事の費用になっているが良いか？

A7：止水板設置工事部分の費用が明確でない場合は、助成できませんので、止水板設置に係る見積書・領収書を作成してもらってください。

Q8：助成制度が始まる以前に設置した止水板が破損したが、修繕費や更新費の助成を受けられるか。

A8：修繕費や止水ゴム等の消耗品費、設置ガイド等の付属品の更新費は助成対象になりませんが、止水板本体の更新費は助成対象になります。

Q9：助成制度により設置した止水板が破損したが、修繕費や更新費の助成を受けられるか？

A9：助成金は建物につき1回を限度としており、助成対象になりません。

Q10：同じ敷地内に建物が2つある場合はそれぞれ助成を受けられるか？

A10：一つの建物につき1回を限度にしているため、それぞれの建物について助成対象になります。

Q11：木製の止水板は助成を受けられるか？

A11：木製の止水板は使用による劣化（反り等）が見受けられるので、助成対象になりません。

Q12：止水板は既製品でないと助成は受けられないか？

A12：止水効果を謳う既製品以外でも、業者に依頼し製作した止水板も助成対象になります。

Q13：自作の止水板でも助成は受けられるか？

A13：自作の止水板の場合、原材料費は助成対象になりますが、設置費は助成対象になりません。領収書が発行されないものは助成されません。

Q14：助成制度が始まる以前に自費で止水板を設置したが、その費用について助成を受けられるか？

A14：助成制度が始まる以前に設置した止水板は助成対象になりません。

Q15：申請前に工事着手した場合、助成を受けられるか？

A15：申請前に工事着手した場合は、助成対象になりません。

Q16：完了後の審査や現地調査はどのようなことをするのか？

A16：市は、漏水検査等止水板の性能についての検査や機能保証はしません。止水板設置の有無や止水板の保管場所の確認等を行います。止水板の漏水検査は施主と施工業者で行ってください。

Q17：材料込の工事費用はどれくらいなのか？

A17：止水板の高さや幅等、現場条件によって工事費は変動します。施主の意向を業者に正確に伝えて見積りを依頼してください。

Q18：設置工事の施工業者を紹介してもらえるのか？

A18：施工業者の紹介は行っておりません。

Q19：助成金を返還する場合とは？

A19：申請等に不正があった場合、市が必要と判断し求めた報告や質問・調査を拒否した場合等は、助成金を返還していただくことがあります。